

ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱要領

1. 趣旨

本要領は、我が国からナイジェリアに輸出される水産食品の証明書の発行について、証明書発行機関の責務、関係事業者が遵守すべき要件、証明書発行の手続等を定めるものである。

2. 定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ナイジェリア向け輸出水産食品：我が国からナイジェリアに輸出される別添1に掲げる食用の水産動物及びそれらの加工品
- (2) 登録施設：ナイジェリア向け輸出水産食品を最終加工する施設又は最終保管する施設であって、本要領に基づき登録された施設
- (3) 監視安全課：厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
- (4) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課
- (5) 証明書：ナイジェリア向け輸出水産食品のための水産物輸出衛生証明書
- (6) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人
- (7) 輸出者：施設登録者の製品を輸出しようとする者
- (8) 証明書発行機関：食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第9項に規定する登録検査機関のうち、別添2の手続に従い厚生労働省医薬食品局食品安全部長及び水産庁長官により認定された証明書発行機関

3. 輸出手続の概要

(1) 施設の登録

ナイジェリア向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあっては最終保管）する者（本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人）は、4.(1)のいずれかに適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関あて登録確認申請を行う。証明書発行機関は当該申請が登録施設の要件に適合することを確認（必要に応じて監視安全課及び加工流通課が当該確認を行う。）した上で、登録申請書を加工流通課に送付し、監視安全課及び加工流通課が登録を行う。

(2) 証明書の発行手続

輸出者は、登録施設のナイジェリア向け輸出水産食品について、5 . (2) の証明書の発行要件に適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関あて証明書の発行申請を行う。証明書発行機関は、当該申請が証明書発行要件に適合する場合は、輸出者に対して証明書を発行する。

4 . 施設の登録

(1) 登録施設の要件

登録施設は次のいずれかに該当する施設とする。

食品衛生法第 5 2 条に基づく営業許可を有する施設

条例等による食品製造等の営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設

「対中国輸出水産食品の取扱いについて」に基づく登録施設

「対 E U 輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定施設又は登録施設

「対米輸出水産食品の取扱いについて」に基づく認定施設

(2) 登録施設の登録確認手続

登録施設の申請は、ナイジェリア向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する者が、別紙様式 1 により証明書発行機関あて登録確認申請を行う。

登録確認申請を受理した証明書発行機関は（ 1 ）の登録施設の要件に適合するかどうかの審査を行う。その際、及び については営業許可証又は届出書の写し等、 から までについては厚生労働省又は農林水産省のホームページにより確認し、問題がない施設については証明書発行機関が登録確認番号を付して、加工流通課あて別紙様式 2 にて登録申請を行う。

なお、「登録確認番号」は、施設ごとに NG に続けて、上 2 桁は証明書発行機関認定番号、2 桁目以降に登録確認施設の番号を 0001 から付すこと（例：NG 0001）。また、登録確認施設が保管施設（「食品の冷凍又は冷蔵業」等）の場合には CS（Cold Storage facilities を意味するもの）を末尾に付す（例：NG 0001CS）。加工施設の場合には末尾にアルファベットは付さない。

(3) 登録番号の付与・公表の手続

加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式 2 の登録申請書に基づき、

当該施設に登録番号を付与し、監視安全課に連絡する。加工流通課が農林水産省のホームページ上で公表することにより、当該施設が登録されたものとする。登録申請者及び証明書発行機関は当該ホームページ上で施設の登録を確認する。

(4) 登録施設の登録事項の変更及び登録施設の登録の廃止の申請

施設登録者は、登録事項の変更がある場合に、証明書発行機関に対して別紙様式3により登録変更確認の申請を行い、申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式2の登録変更申請書を送付し、監視安全課及び加工流通課は記載内容を確認の上、登録変更を行う。

施設登録者は、登録施設の登録を廃止する場合は、別紙様式4により証明書発行機関に対して登録施設の廃止確認の申請を行い、その申請を受けた証明書発行機関は加工流通課に別紙様式2の登録廃止申請書を送付し、監視安全課及び加工流通課は記載内容を確認の上、登録施設の廃止を行う。

登録施設が変更及び廃止された場合は、(3)と同様の手続により、農林水産省のホームページ上で公表する。

(5) 登録の取消等

監視安全課及び加工流通課は、次のいずれかに該当した場合は、登録施設の取り消しを行うことができる。

登録施設が(1)の要件に合致しなくなったことが判明したとき

登録施設が不正な手続により登録を受けたものであることが判明したとき

施設登録者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき

その他相当の理由があると認めるとき

登録の取消が行われた場合は、(3)と同様の手続により、農林水産省のホームページ上で公表する。

5. 証明書の発行

(1) 申請

輸出者は、ナイジェリア向け輸出水産食品について輸出を行うごとに、別紙様式5の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関あて申請を行う。なお、 にあつては申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出するものとする。

インボイスの写し

パッキング・リストの写し

船荷証券（BL）又は航空貨物運送状（AWB）の写し

食品衛生法第27条の規定に基づく食品等輸入届出書（ナイジェリア向け輸出水産食品の主原料が輸入品である場合のみ）

なお、予定していた輸出が中止になり証明書が不要となった場合には、輸出者は、別紙様式6により取消願を提出する。

既に輸出者が証明書を受領していたときには、速やかに取消願とともに証明書を証明書発行機関に対して返却すること。なお、中止された輸出に関する証明書の返却が確認されるまで、証明書発行機関は当該輸出者に対して新たな証明書を発行することができない。

（2）証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件すべてを満たすものに対して行うものとする。

4.(1)の規定により登録された登録施設において最終加工又は最終保管されたものであること

別添3に規定する検査を行い、別添3に掲げる検査基準を満たしているものであること

関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること

（3）証明書の発行

(2)に適合すると判断された場合には、証明書発行機関は次の点に留意しつつ別紙様式7の証明書に必要事項を記入の上、証明書原本に検査責任者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを保存する。

記載する用語については、基本的に英語記載とすること

「Certificate No.」については、証明書発行機関において独自に管理を行うこと

証明書に使用する用紙については加工流通課の指示に従うこと

（4）証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、監視安全課及び加工流通課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその

疑いがある場合

過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断される場合

その他相当の理由があると認められる場合

(5) 報告

証明書発行機関は、加工流通課の指示に従い、証明書発行について、加工流通課長あて報告を行う。

6. その他

(1) 輸出者自らの衛生管理

輸出者はナイジェリアの衛生学上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、ナイジェリア向け輸出水産食品について適宜モニタリング検査を実施する等により、輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めるものとする。

(2) 登録施設に対する調査

監視安全課は、加工流通課と協力して、登録施設の衛生管理状況等について、必要に応じ、調査を実施することができる。

(3) 申請の審査に係る調査

証明書発行機関は、5.(1)による申請の審査に当たり、必要に応じ、輸出者に対して5.(1)に掲げる書類以外の資料の提出を求めること等により、ナイジェリア向け輸出水産食品が5.(2)の要件を満たすかどうか調査を行うものとする。

ナイジェリア向け輸出水産食品 品目一覧

	HS 番号	品目名	状態
1	0301.91	ます	活
2	0301.92	うなぎ	活
3	0301.93	こい	活
4	0301.94	くろまぐろ	活
5	0301.95	みなみまぐろ	活
6	0301.99	その他魚	活
7	0302.11	ます	生鮮冷蔵
8	0302.12	太平洋さけ、大西洋さけ、ドナウさけ	生鮮冷蔵
9	0302.19	その他さけ科	生鮮冷蔵
10	0302.21	ハリバット	生鮮冷蔵
11	0302.22	ブレイス	生鮮冷蔵
12	0302.23	ソール	生鮮冷蔵
13	0302.29	その他ひらめ、かれい類	生鮮冷蔵
14	0302.31	びんながまぐろ	生鮮冷蔵
15	0302.32	きはだまぐろ	生鮮冷蔵
16	0302.33	かつお	生鮮冷蔵
17	0302.34	めばちまぐろ	生鮮冷蔵
18	0302.35	くろまぐろ	生鮮冷蔵
19	0302.36	みなみまぐろ	生鮮冷蔵
20	0302.39	その他まぐろ	生鮮冷蔵
21	0302.40	にしん	生鮮冷蔵
22	0302.50	コッド	生鮮冷蔵
23	0302.61	いわし	生鮮冷蔵
24	0302.62	ハドック	生鮮冷蔵
25	0302.63	コールフィッシュ	生鮮冷蔵
26	0302.64	さば	生鮮冷蔵
27	0302.65	さめ	生鮮冷蔵
28	0302.66	うなぎ	生鮮冷蔵
29	0302.67	めかじき	生鮮冷蔵
30	0302.68	めろ	生鮮冷蔵
31	0302.69	その他魚	生鮮冷蔵
32	0302.70	肝臓、卵、白子	生鮮冷蔵
33	0303.11	べにざけ	冷凍
34	0303.19	その他太平洋さけ	冷凍
35	0303.21	ます	冷凍
36	0303.22	大西洋さけ、ドナウさけ	冷凍
37	0303.29	その他さけ科	冷凍
38	0303.31	ハリバット	冷凍
39	0303.32	ブレイス	冷凍
40	0303.33	ソール	冷凍
41	0303.39	その他ひらめ、かれい類	冷凍
42	0303.41	びんながまぐろ	冷凍
43	0303.42	きはだまぐろ	冷凍
44	0303.43	かつお	冷凍
45	0303.44	めばちまぐろ	冷凍
46	0303.45	くろまぐろ	冷凍
47	0303.46	みなみまぐろ	冷凍
48	0303.49	その他まぐろ	冷凍
49	0303.51	にしん	冷凍
50	0303.52	コッド	冷凍
51	0303.61	めかじき	冷凍
52	0303.62	めろ	冷凍
53	0303.71	いわし	冷凍
54	0303.72	ハドック	冷凍
55	0303.73	コールフィッシュ	冷凍
56	0303.74	さば	冷凍
57	0303.75	さめ	冷凍
58	0303.76	うなぎ	冷凍
59	0303.77	シーバス	冷凍

60	0303.78	ヘイク	冷凍
61	0303.79	その他魚	冷凍
62	0303.80	肝臓、卵、白子	冷凍
63	0304.11	めかじきフィレ	生鮮冷蔵
64	0304.12	めろフィレ	生鮮冷蔵
65	0304.19	その他魚フィレ	生鮮冷蔵
66	0304.21	めかじきフィレ	冷凍
67	0304.22	めろフィレ	冷凍
68	0304.29	その他魚フィレ	冷凍
69	0304.91	めかじきの魚肉(フィレを除く)	冷凍
70	0304.92	めろの魚肉(フィレを除く)	冷凍
71	0304.99	その他魚肉	冷凍
72	0305.10	魚粉、ミール、ペレット	冷蔵冷凍干
73	0305.20	肝臓、卵、白子	塩干
74	0305.30	魚のフィレ	塩干
75	0305.41	太平洋、大西洋、ドナウさけ	薫
76	0305.42	にしん	薫
77	0305.49	その他魚	薫
78	0305.51	コッド	干
79	0305.59	その他魚	干
80	0305.61	にしん	塩
81	0305.62	コッド	塩
82	0305.63	かたくちいわし	塩
83	0305.69	その他魚	塩
84	0306.11	いせえび	冷凍
85	0306.12	ロブスター	冷凍
86	0306.13	シュリンプ、プローン	冷凍
87	0306.14	かに	冷凍
88	0306.19	その他甲殻類	冷凍
89	0306.21	いせえび	活生鮮冷蔵干
90	0306.22	ロブスター	活生鮮冷蔵干
91	0306.23	シュリンプ、プローン	活生鮮冷蔵干
92	0306.24	かに	活生鮮冷蔵干
93	0306.29	その他甲殻類	活生鮮冷蔵干
94	0307.10	かき	活生鮮冷蔵干薫
95	0307.21	ほたて	活生鮮冷蔵
96	0307.29	ほたて	冷凍塩干薫
97	0307.31	い貝	活生鮮冷蔵
98	0307.39	い貝	冷凍塩干薫
99	0307.41	いか(セビア属、ロリゴ属等)	活生鮮冷蔵
100	0307.49	いか(セビア属、ロリゴ属等)	冷凍塩干薫
101	0307.51	たこ	活生鮮冷蔵
102	0307.59	たこ	冷凍塩干薫
103	0307.60	かたつむりその他巻貝	活生鮮冷蔵冷凍塩干
104	0307.91	その他軟体動物、水棲無脊椎動物	活生鮮冷蔵
105	0307.99	その他軟体動物、水棲無脊椎動物	冷凍塩干等
106	0510.00	アンバーgris 海狸香	
107	1504.10	魚の肝油	
108	1504.20	魚の油脂(肝油以外)	
109	1504.30	海棲哺乳類の油脂	調製品
110	1603.00	魚、甲殻類、軟体類のエキス、ジュース	調製品
111	1604.11	さけ	調製品
112	1604.12	にしん	調製品
113	1604.13	いわし	調製品
114	1604.14	まぐろ・かつお	調製品
115	1604.15	さば	調製品
116	1604.16	かたくちいわし	調製品
117	1604.19	その他全形及び断片上の魚	調製品
118	1604.20	細かく切り刻んだ魚(魚肉ソーセージ・かまぼこ等)	調製品
119	1604.30	キャビア、その代用品	調製品
120	1605.10	かに	調製品
121	1605.20	シュリンプ、プローン	調製品
122	1605.30	ロブスター	調製品
123	1605.40	その他甲殻類	調製品
124	1605.90	その他軟体動物、水棲無脊椎動物	調製品

証明書発行機関に関する規程

1. 証明書発行機関の認定の概要

証明書発行機関としての認定は、希望する者の申請に対し、厚生労働省医薬食品局食品安全部長及び水産庁長官による審査結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合に行う。証明書発行機関は輸出者の申請に基づき、証明書を発行するものとする。

2. 証明書発行機関の認定申請

証明書発行機関は、(1)に掲げる要件の全てを備える者であり、(2)の申請書類の提出により、認定を受けることができる。

(1) 証明書発行機関としての要件

ア 証明書発行機関として適格である者として次に掲げる事項をすべて満たしているものであること

法人格を有すること

食品衛生法第4条第9項に規定する登録検査機関であること

証明書発行業務を行う方針、手続及び運用が差別的でなく、客観性及び公平性を確保するための組織運営機構を有すること

証明書発行業務とその他の活動とを区別する方針及び手順を有し、関連機関の活動や営利的、財政的その他の圧力に影響されないこと

実施機関としての組織運営に必要な要員、施設及び財政的安定性を有すること

証明書発行業務に係る記録を適切に作成、保管するための取決め及び業務の過程で得られる情報の機密を保持するための適切な取決めを有すること

イ 証明書発行申請者との利害関係を有しない者として、次に掲げる事項を全て満たしているものであること

株式会社である場合にあっては、証明書発行申請者がその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。)でないこと

役員に占める証明書発行申請者の役員又は職員(過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えないこと

代表権を有する役員が、証明書発行申請者の役員又は職員(過去2年間に当該証明書発行申請に係る者の役員又は職員であった者を含む。)で

はないこと

ウ 証明書発行業務を実施する上で十分な能力を有する人員及び設備を有するものであること

(2) 提出書類

別紙様式 8 の認定申請書

別に掲げる申請手順に従って、適切に証明書発行を実施できる体制を整えていることを示す以下に掲げる資料

ア 定款の写し

イ 組織の概要を示す資料

ウ 組織の財務状況を示す資料

エ 役員の氏名及び略歴

オ 手数料に関する資料

カ 申請者が株式会社である場合は、主要な株主構成

キ 食品衛生法第 4 条第 9 項に規定する登録検査機関として登録されていることを示す官報の写し

ク 証明書発行人員、証明書発行体制、ISO 認証等の第三者機関による特別な認定等について示す資料

ケ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 17 条の 2 に基づき登録認定機関として公示されている場合は、その官報の写し

コ 食品衛生法又は農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく処分が行われた場合は、その関係書類及び処分期間が経過したことを示す書類

(3) 申請先

(2) に掲げる書類を次のあて先に正本を 2 部提出すること。

〒 100 - 8907 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室 輸出担当

電話 03 - 3502 - 8111 (内線 6610)

03 - 3501 - 1961 (直通)

FAX 03 - 3591 - 6867

3. 認定証の交付

厚生労働省医薬食品局食品安全部長及び水産庁長官は 2. により申請があった場合、2.(1) に掲げる要件を満たしているかを審査し、必要に応じて当該職員に立入調査を行わせた結果を踏まえ、証明書発行機関として適切であると認められる場合、申請者に対して別紙様式 9 の認定書を交付する。

4．証明書発行機関への指導・検査

(1) 指導

監視安全課及び加工流通課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務の適切な実施に当たり必要な指導を行うものとする。

(2) 検査

監視安全課及び加工流通課は、証明書発行機関に対し、証明書発行業務を適切に実施しているか確認する観点から、必要に応じて検査を行うものとする。

(3) 認定の取消

厚生労働省医薬食品局食品安全部長及び水産庁長官は、証明書発行機関について、次のいずれかの場合に該当するときは、当該証明書発行機関の認定の取消等必要な措置を講ずることができる。

2.(1)に掲げる認定要件を備えていないと認める場合

輸出者からの申請に対し、正当な理由なく証明書を発行しなかった場合

証明書発行業務を行う上で不正行為があったと認められる場合

(2)の検査を受けることを拒否した場合

その他相当の理由があると認められる場合

5．認定申請事項の変更及び認定の取消

認定申請時の申請事項について変更があったときは、証明書発行機関は、上記申請先に対し、別紙様式10によりその旨申請するものとする。

また、証明書発行機関がその認定の取消を希望する場合は、別紙様式11に必要事項を記入の上、2.(3)のあて先に提出するものとする。

ナイジェリア向け輸出水産食品の検査手順

全てのナイジェリア向け輸出水産食品に関する検査（証明書発行機関）

1. サンプルング

申請品目ごとに1ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記2.について、1ロットの梱包数(N)に応じて、以下に示す開梱数(n)を目安とする。

1ロットの梱包数(N)	開梱数(n)
N 150	3
150 < N 1200	5
N > 1200	8

1ロットの梱包数が3に満たない場合は開梱数(n)は1とする。

2. 検査基準

官能検査

項目	判定基準
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態である。 皮膚表面に寄生虫が付いていないこと（冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く）。
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がない。
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好である。

(別紙様式1)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ナイジェリア向け輸出水産食品登録施設登録確認申請書

下記の施設について、「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20水漁第2374号水産庁長官通知)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に施設の名称及び所在地を公表することを了承します。

記

1. 施設の名称及び所在地

(日本語)

(英語)

2. 施設の種類の種類(加工施設あるいは保管施設のいずれかを記載すること。)

3. 施設の情報

	該当施設 1	登録番号等
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設 2		
条例等による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設 2		
対中国輸出水産食品に係る登録施設		
対EU輸出水産食品に係る認定又は登録施設		
対米輸出水産食品に係る認定施設		

1 登録申請施設が該当するものに をつけること。

2 許可証等の写しを添付すること。

4. 施設の連絡先(メールアドレス(ない場合はFAX番号)を記載すること。)

(別紙様式2)
年 月 日

水産庁漁政部加工流通課長 殿

証明書発行機関
住所
氏名

ナイジェリア向け輸出水産食品登録施設登録(変更又は廃止)申請書

「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20水漁第2374号水産庁長官通知)に基づき、関係書類を添えて登録(変更又は廃止)申請します。

記

(登録の場合)

登録確認番号 (Identification No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)

(変更の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	変更箇所 (Part of change)

(廃止の場合)

登録番号 (Establishment No.)	登録施設名 (Name of establishment)	住所 (Address)

(別紙様式3)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ナイジェリア向け輸出水産食品登録施設登録事項の変更確認申請書

「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 3 月 24 日付け食安発第 0324001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20 水漁第 2374 号水産庁長官通知)に基づき、下記施設の登録事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、登録変更後に施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

1. 登録番号
2. 変更事項
(日本語)
(英語)

(別紙様式4)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ナイジェリア向け輸出水産食品登録施設の廃止確認申請書

「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20水漁第2374号水産庁長官通知)に基づき、下記施設の登録施設の廃止確認を申請します。

記

1. 登録番号
2. 施設の名称及び所在地

(別紙様式5)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者
住所
氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ナイジェリア向け輸出水産食品証明書発行申請書

「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20水漁第2374号水産庁長官通知)に基づき、証明書の発行を申請したく、下記輸出水産食品に関し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 輸出者住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
2. 品名
3. 数量
4. 重量(ネットウエイト)
5. 仕向地
6. 荷受人(輸入者)住所及び氏名
7. とう載地及びとう載年月日
8. 輸送手段
9. 製造年月日
10. バッチ/ロットナンバー
11. 期限表示及び保存方法

(誓約事項)

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 上記の記載事項が正しいこと
- (2) 関税法 (昭和 2 9 年法律第 6 1 号) 第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であること
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が本申請記載事項と相違ないことを輸出者の責任で確認すること
- (5) 当該貨物は別添 3 に掲げる検査を受けた上、輸出されるものであること
- (6) ナイジェリア政府が要求する以下の条件を満たすものであること
 - ナイジェリア向け輸出水産食品は、日本の権限ある機関により、輸出用の食品を供給することを許可されており、また同機関による定期的な監督の下にある企業で製造されたものであること
 - ナイジェリア向け輸出水産食品が、放射性及び毒性を帯びておらず、食品衛生法 (昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号) に基づき、人の健康を損なうものでないこと
 - バッチ / ロットナンバーは、製品を製造したときに製造者が同製品を管理するために付す番号で、製造年月日及び期限表示が遡及できるものであること
 - 期限表示及び保存方法は、輸出者あるいは製造者の責任において、我が国の関係法令等に基づいた適切な表示とすること

(申請書の記載に関する注意事項)

- 1 . 記入は日本語、英語併記によること
- 2 . 「品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること
- 3 . 「輸送手段」については、船名、便名、コンテナ番号等を記載すること
- 4 . 「製造年月日」については、申請品目中で年月日が異なるものが存在する場合、申請書には全て記載すること
- 5 . 「期限表示及び保存方法」については、輸出者あるいは製造者の責任において、我が国の関係法令等に基づいた適切な表示とすること
- 6 . 「バッチ/ロットナンバー」については、1枚の証明書発行申請書につき、1つのバッチ/ロットナンバーを記載すること

(別紙様式6)
年 月 日

証明書発行機関長 殿

申請者

住所

氏名

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ナイジェリア向け輸出水産食品証明書発行申請の取消願

「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20水漁第2374号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行申請を取り消したく、下記のとおり申請します。

記

1. 輸出者住所及び氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
2. 品名
3. 数量
4. 重量(ネットウエイト)
5. 仕向地
6. 荷受人(輸入者)住所及び氏名
7. とう載地及びとう載年月日
8. 輸送手段
9. 製造年月日
10. バッチ/ロットナンバー
11. 期限表示及び保存方法

水産物輸出衛生証明書

JAPANESE FISH AND FISHERY PRODUCT EXPORT SANITARY CERTIFICATE FOR NIGERIA

証明書番号
Certificate NO.

輸出者住所
Address of an exporter (a consignor)

発行年月日
Date of issue

輸出者氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
Name of an exporter (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、放射性、毒性を帯びていないこと及び輸出検査の結果、人の消費に適したものであることを証明する。

It is hereby certified that the under-mentioned goods are radioactive and toxic free, and considered fit for human consumption as a result of export-inspection.

品名 Name of goods	
数量 Number of packages	
重量 Net weight	
仕向地 Country and place of destination	
荷受人(輸入者)住所氏名 Name and address of an importer (a consignee)	
とう載地及びとう載年月日 Date and place of shipment	
輸送手段 Means of transportation: container-number, flight-number, name of the ship	
製造年月日 Date of production	
パッチ / ロット・ナンバー Batch / Lot Number	
期限表示 Expiry Date	
保存方法 Storage condition	
検査実施年月日 Date of inspection	
備考 Remarks	

スタンプ(Stamp)

日本の権限ある機関：農林水産省及び厚生労働省

Competent Authority in Japan: Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
Ministry of Health, Labour and Welfare

証明書発行機関：

Organization in Japan,
authorized by the Competent Authority to issue this certificate:

検査員氏名：

Name of inspector:

署名(Signature)

証明書に関する注意事項

1. 用紙は別途指定するものを使用すること
2. 証明書の記載内容について、記載する用語については、基本的に英語記載とすること
3. 「品名」については、「未加工品」及び「簡易な加工品」にあつては、当該食品の英名を記載することとし、それ以外の加工品にあつては、商品名や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること
4. 「輸送手段」については、船名、便名、コンテナ番号等を記載すること
5. 「製造年月日」については、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、証明書への記載は「 月 日から 月 日まで」でも差し支えない
6. 「バッチ/ロットナンバー」については、1枚の証明書発行申請書につき、1つのバッチ/ロットナンバーを記載すること
7. 「期限表示及び保存方法」については、輸出者あるいは製造者の責任において、我が国の関係法令等に基づいた適切な表示とすること

(別紙様式 8)

年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿
水 産 庁 長 官 殿

申請機関名

所在地

代表者

印

ナイジェリア向け輸出水産食品証明書発行機関の認定申請書

「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 3 月 24 日
付け食安発第 0324001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20 水漁第
2374 号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関として認定を受けたく、
関係書類を添えて申請します。

(別紙様式9)

食安発第 号
水漁第 号
年 月 日

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 印

水産庁長官 印

ナイジェリア向け輸出水産食品証明書発行機関の認定書

下記機関を、「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20水漁第2374号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関として認定します。

記

1. 機関名、住所及び代表者名
2. 認定番号

(別紙様式10)
年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿
水 産 庁 長 官 殿

機関名
所在地
代表者

印

ナイジェリア向け輸出水産食品証明書発行機関の認定事項変更申請書

「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年3月24日付け食安発第0324001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20水漁第2374号水産庁長官通知)に基づき、下記のとおり申請事項について、関係書類を添えて変更を申請します。

記

1. 変更した機関の名称及び所在地
2. 認定番号
3. その他関係書類

(別紙様式 11)
年 月 日

厚生労働省医薬食品局食品安全部長 殿
水 産 庁 長 官 殿

機関名
所在地
代表者

印

ナイジェリア向け輸出水産食品証明書発行機関の認定取消申請書

「ナイジェリア向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 21 年 3 月 24 日
付け食安発第 0324001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、20 水漁第
2374 号水産庁長官通知)に基づき、証明書発行機関として認定の取消を受け
たく、下記のとおり申請します。

記

1. 機関の名称及び所在地
2. 認定番号